

第6回学校環境衛生協議会報告

報告者 理事 渡邊 章代

日時：平成29年2月19日（日） 10:00～16:00

場所：エソール広島

特別講演 「学校薬剤師と学校薬剤師の職務」

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 健康教育調査官 小出 彰宏先生

法律（国会）学校保健安全法

政令（内閣）学校保健安全法施行令

省令（各省大臣）学校保健安全法施行規則

告示（各省大臣）学校環境衛生基準

通知・通達（局長・課長）学校環境衛生管理基準の施行について

学校薬剤師が配置されるに至った歴史や法令の変遷、

学校薬剤師の職務の変遷について説明があった。

国・地方公共団体の責務 第3条第1項及び第3項

学校の設置者の責務 第4条・第6条第2項

学校の責務 第5条・第6条第6項

学校薬剤師の責務 第23条（学校保健安全法施行規則 第24条）



学校保健安全法施行規則 第24条

（学校薬剤師の職務執行の準則）

1. **学校保健計画**及び学校安全計画の**立案**に参加すること。
2. **環境衛生検査**に従事すること。
3. **学校環境衛生の維持及び改善**に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
4. **健康相談**に従事すること。
5. **保健指導**に従事すること。
6. 学校において使用する**医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理**に関し必要な指導及び助言を行い及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査または鑑定を行うこと。
7. 必要に応じ、学校における**保健管理に関する専門的事項**に関する技術及び指導に従事すること。

学校保健技師（学校保健安全法 第22条）

都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くことができる。

学校薬剤師に期待すること

- 1.学校環境衛生の維持管理
- 2.環境衛生に係る教育
- 3.喫煙、飲酒、薬物乱用防止教室に係る教育
- 4.医薬品に係る教育
- 5.学校保健委員会などでの指導・助言
- 6.学校と地域の専門的医療機関とのつなぎ役

学校環境衛生に加え、教育や保健委員会での指導・助言が期待されている。

学校薬剤師や養護教諭やその他教諭が、今の問題を校長先生に挙げ、校長先生が学校の設置者に伝える事が重要

現在の学校環境衛生の検査項目や基準について、改訂するため委員会で協議している。

学校給食衛生管理における学校薬剤師の関わり方

法律（国会）学校給食法
政令（内閣）学校給食法施行令
省令（各省大臣）学校給食法施行規則
告示（各省大臣）学校給食管理基準

} 法令

通知・通達（局長・課長）学校給食衛生管理基準の施行について

「学校環境衛生の基準」の中の「学校給食の食品衛生」であったが、平成8年にO-157による食中毒が多発したため、平成9年に「学校給食衛生管理の基準」が施行された。

学校給食に関して、「学校環境衛生の基準」にも「学校給食衛生管理の基準」にもあったので、平成21年に「学校保健法」と「学校給食法」が改正された。

「学校給食法」のいたる所に、「学校薬剤師の協力を得て」という言葉がある。

学校給食衛生管理における学校薬剤師の役割

- ・学校保健委員会などの活動に関し、専門家の立場から指導・助言を行うこと。
- ・定期点検の実施、事後措置等について指導・助言を行うこと。（客観的な評価・判断）

健康相談・保健指導

学校保健安全法 第8条/第9条

学校保健安全法施行規則 第24条四/五

講演 「薬学の知識を学校保健に生かす」

法政大学スポーツ健康学部 鬼頭 英明先生

・学校に、毒物、劇物、救急薬品、理科用薬品が、身近にあったが、取り扱う者が無資格のため、事故

昭和29年学校教育法施行規則により、学校薬剤師制度が法制化

・従来の学校保健法から、新たに盛り込まれた事項
健康相談・保健指導



- ・薬学教育における学校環境衛生基準 衛生薬学
- ・薬学教育における薬物乱用 衛生薬学

衛生薬学	
健康	環境
(1) 社会・集団と健康	(1) 化学物質・放射線の生体への影響
(2) 疾病の予防	(2) 生活環境と健康
(3) 栄養と健康	

基準に満たない場合の事後処理について指導・助言 ⇒ 速やかな対応

学校環境を衛生的に管理することの意義・重要性 ⇒ 管理と教育に生かす

保健教育への関わり方

- ・薬物乱用防止教室の講師として
- ・医薬品に関する教育
- ・学校環境衛生活動を教育に生かす

教員と組んだティームティーチングも効果的
学校側が主体となって企画・運営を行う
保護者への広報・啓発活動も行う

学習指導要領体育科保健領域に衛生薬学の知識を生かす事ができる。

学校保健会のホームページから、環境衛生教育の資料をダウンロードできる。

シンポジウム

『学校環境衛生検査の完全実施を阻む要因は一検査項目と検査器具の整備等―』

東京薬科大学 薬学部 社会薬学研究室

教授 北垣 邦彦先生

「学校環境衛生検査の完全実施を阻む要因は？」

完全実施を阻む要因

* 法令遵守の課題

倫理と法の関係

* 環境衛生に関する知識・認識の課題

安全に関する知識の不足・認識の甘さ

学校薬剤師へのお願い

- ・問題点への適切な指導・助言
- ・「学校環境衛生基準」の把握
- ・担当校の現状の把握

* 検査機器等の配備・整備に関する課題

各学校に検査機器が配備されていない！

- ・配備されていても整備（校正）は？
- ・検査機器等は誰が配備・整備するもの？→学校の設置者

学校薬剤師が検査機器等の配備・整備の必要性を校長先生等にひたすら伝える必要がある。

* 検査担当者に関する課題



・適切な検査とは？

適切なサンプリング・適切な検査方法の選択、実施・検査検査の分かりやすい開示、説明

・学校薬剤師だけで完全実施が可能？

検査項目、方法の専門化、高度化・人材育成

本務とのバランス→学校保健計画の立案・学校薬剤師の報酬

→校長等管理職、保健主事、養護教諭、教育委員会との連結が不可欠

適切な計画無くして適切な実施は不可能

地域社会（学校・児童生徒）と薬局・薬剤師が WinWin になるために

・地域に根ざした薬局の認知の向上

・薬局・薬剤師の地域貢献

・学校薬剤師活動の充実



学校薬剤師の教育への関わり

薬物乱用防止教室・くすり教育

アンチ・ドーピング

一般社団法人 鳥取県薬剤師会 東部支部

学校薬剤師部会 委員 長尾 尚美先生

学校環境衛生検査の完全実施を阻む要因は

—検査項目と検査器具等—

学校環境衛生検査の完全実施を阻む要因として、

検査器具の配置状況を調べた結果、検査の意義・必要性を

アピールする必要性、また学校薬剤師の存在を校長、養護教諭、

教育委員会にアピールする必要性を感じた。

また、学校薬剤師の意識の向上、スキルの向上の必要性を感じた。

→継続的な研修が必要

鳥取県の各薬剤師会の取り組みで行政との交渉をし、検査率、報酬がアップ成功した例の紹介があった。

また、検査機器は各学校（教育委員会）が用意するものとの認識を持って貰えるようになった。

→粘り強い交渉が成功の要因

教育委員会の担当者と仲良くなるのも重要



一般社団法人 東京都学校薬剤師会

副会長 石川 哲也先生

学校環境衛生検査の完全実施に向けて

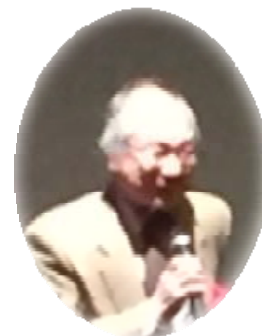
文部科学省が、

学校環境基準の見直しや学校給食衛生基準の

見直しをする必要がある。

・基準項目について、必要のない項目があるのではないか。

・検査方法について、簡単で安価な検査機器で出来るものがあるのではないか。



検査の結果に関する記録の保存について、学校給食衛生管理基準と保存期間が違う。
摺合せが必要ではないか？

研究協議会・質疑応答

- ・過マンガン酸カリウム消費量が $10\mu\text{ppm}$ だと総トリハロメタンの検出は殆どない。
過マンガン酸カリウム消費量が $10\mu\text{ppm}$ を超えなければ、総トリハロメタンの検査は必要
ないのではないか。
- ・すぐに完全実施は無理だろうが、5年後くらいを目安に、完全実施を目指して、少しずつ
前進して行って欲しい。